道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例(平成12年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
表(第8条関係)						別表	別表(第8条関係)							
使用料						1	1 使用料							
金額								金額						
区 分		単位	所在地			区 分		単 位	所在地					
			第1級地	地 第2級地 第3級地						第1級地	第2級地	第3級地		
柱類	第1種電柱	[略]	500円	480円	470円		柱類	第1種電柱	[略]	580円	550円	550円		
	第2種電柱		770円	730円	720円			第2種電柱		890円	850円	<u>840円</u>		
	第3種電柱		1,000円	980円	970円			第3種電柱		1,200円	1,100円	<u>1,100</u> 円		
	第1種電話柱		450円	420円	420円			第1種電話柱		520円	490円	<u>4</u> 90円		
	第2種電話柱		720円	680円	670円			第2種電話柱		830円	790円	780円		
	第3種電話柱		990円	930円	920円			第3種電話柱		1,100円	1,100円	1,100円		
	その他の柱類		<u>45円</u>	42円	<u>42円</u>			その他の柱類		52円	<u>49円</u>	<u>49円</u>		
線類	共架電線その他上空	[略]	4円	4円	4円		線類	共架電線その他上空	[略]	5円	5円	<u>5円</u>		
	に設けるもの							に設けるもの						
	[略]		[略]					[略]		[略]				
変圧	路上に設けるもの	[略]	<u>440円</u>	420円	410円		変圧	路上に設けるもの	[略]	510円	480円	<u>4</u> 80円		
器	地下に設けるもの	[略]	270円	250円	250円		器	地下に設けるもの	[略]	310円	300円	<u>2</u> 90円		
変圧塔その他これに類する [略] 900円		850円	840円		変圧	塔その他これに類する	[略]	1,000円	990円	<u>980</u> 円				
もの	及び公衆電話所						もの	及び公衆電話所						

郵便	差出箱及び信書便差出	[略]	380円	360円	350円
箱					
広告t		[略]	2,200円	830円	760円
管類	外径が0.07メートル	[略]	<u>19円</u>	<u>18円</u>	18円
	未満のもの				
	外径が0.07メートル		27円	25円	25円
	以上0.1メートル未満				
	のもの				
	外径が0.1メートル以		<u>40円</u>	38円	38円
	上0.15メートル未満				
	のもの				
	外径が0.15メートル		54円	<u>51円</u>	50円
	以上0.2メートル未満				
	のもの				
	外径が0.2メートル以		<u>81円</u>	76円	<u>75円</u>
	上0.3メートル未満の				
	もの				
	外径が0.3メートル以		110円	100円	100円
	上0.4メートル未満の				
	もの				
	外径が0.4メートル以		190円	180円	180円
	上0.7メートル未満の				
	もの				
	外径が0.7メートル以		270円	250円	250円
	上1メートル未満の				
	もの				
	外径が1メートル以		540円	510円	500円

郵便	差出箱及び信書便差出	[略]	430円	410円	410円
箱					
広告	苔	[略]	2,100円	770円	670円
管類	外径が0.07メートル	[略]	22円	21円	21円
	未満のもの				
	外径が0.07メートル		31円	30円	29円
	以上0.1メートル未満				
	のもの				
	外径が0.1メートル以		<u>47円</u>	<u>44円</u>	<u>44円</u>
	上0.15メートル未満				
	のもの				
	外径が0.15メートル		62円	59円	59円
	以上0.2メートル未満				
	のもの				
	外径が0.2メートル以		93円	89円	88円
	上0.3メートル未満の				
	もの				
	外径が0.3メートル以		120円	120円	120円
	上0.4メートル未満の				
	もの				
	外径が0.4メートル以		220円	210円	210円
	上0.7メートル未満の				
	もの				
	外径が0.7メートル以		310円	300円	290円
	上1メートル未満の				
	もの				
	外径が1メートル以		620円	590円	590円

	上のもの							上のもの				
通路	道路の上空に設ける	[略]	1,100円	420円	380円		通路	道路の上空に設ける	[略]	1,000円	380円	<u>330</u> P
	もの							もの				
	道路の地下に設ける		670円	250円	230円			道路の地下に設ける		630円	230円	<u>2</u> 00F
	もの							もの				
	[略]		[略]					[略]		[略]		
[· 恪]						[]	恪]				
略]							[略]					
[略]					2	[<u>}</u>]					

|備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。